会議録
（第４４回名古屋港管理組合入札監視委員会）

【入札・契約手続の運用状況等の報告】
　令和４年度上半期工事の入札・契約手続の運用状況、指名停止の運用状況、談合に関する情報について報告を行った。

〔主な質疑応答〕
質　　問：　談合情報はどの部署が窓口になりますか。また、通報の提供者に対し確認する事項をあらかじめ決めていますか。

回　　答：　窓口は会計課工事契約係です。対応マニュアルに沿って、情報提供者の氏名、連絡先、情報の内容等の聞き取りを行っています。

質　　問：　今回の通報は具体的な内容でしたか。

回　　答：　談合が疑われる具体的な業者名は言われませんでしたが、通報者の方は名乗られました。

質　　問：　了解しました。

【事案抽出の報告】
　抽出担当委員より、令和４年度上半期に発注した工事の中から４件抽出した旨、報告された。

【抽出事案に関する説明及び検討】
抽出事案１「大手ふ頭護岸改良工事」

〔主な質疑応答〕
　なし

抽出事案２「中川運河プロムナード整備その他工事」

〔主な質疑応答〕
質　　問：　施工箇所が点在している工事を１つの工事としてまとめて発注することについて、方針や基準はありますか。

回　　答：　１つ１つの工事として発注すると規模が小さくなり受注者にとって魅力が小さいことから、ある程度のスケールメリットを持たせるために何箇所かまとめて発注しております。

質　　問：　施工個所の距離がかなり離れていても、個別具体的な事情を考慮してまとめて発注するということでしょうか。

回　　答：　できるだけ狭いエリアでまとめるのが理想ですが、工事ごとに実施すべき時期が決まっておりますので、距離が近いという理由だけではまとめられず、その時期に実施しなければならない工事をパズルのように組み合わせて発注しております。

質　　問：　１００者が入札参加資格を有していたにもかかわらず、応札者が１者のみだったということですが、より多くの業者が入札に参加できるような工夫はされたのでしょうか。

回　　答：　今回の入札参加資格につきましては、技術的に困難な工事ではないことから少しでも応札者数を増やすべく、これ以上は考えられないという内容まで、すなわち土木工事Ｃ等級に格付され、過去１５年以内に元請けとして土木工事を完了して引き渡した実績がある者とし、入札参加資格要件を緩めました。応札者が少ない理由は、昨今の技術者不足の中、本工事の公告時期が８月のお盆過ぎと少し遅かったとこともあり、専任の技術者を配置することができなかったのではないかと考えております。

なお、技術者不足に対する対策として、発注時期を平準化することを心掛けております。昨年度までは、特別な事情がない限り施工時期が年度をまたぐ工事の予算は認められませんでしたが、今年度から当初予算の時点で、一定の範囲で認められるようにしました。工事の発注時期を平準化することで、業者は限られた技術者を効率的に配置できるのではないかと考えております。

質　　問：　整備工など「工事」ではなく「工」で止めているのは何故ですか。また、中川運河の視点場とは何のことですか。

回　　答：　１つの大きな工事の中に工種が含まれている場合に「工」で止めて表現しております。中川運河の視点場とは、市民の方々が立ち止まって松重閘門などの運河の風景を眺めることができるスポット的な場所のことです。

質　　問：　応札者が１者だけだった理由として、施工個所が２箇所に分かれていたことは影響がなかったと判断していますか。

回　　答：　影響があったかもしれませんが、大きな要因ではなかったと考えております。

抽出事案３「金城ふ頭浮桟橋製作設置工事」

〔主な質疑応答〕
質　　問：　２点質問させていただきます。
　　１点目、２７ページの加算点の内訳について、同種工事の施工実績無とありますが、過去１０年間の施工実績はないが、過去１５年以内の施工実績はあるということですか。
　　２点目、土木工事と施設工事で工事費内訳書の様式が違いますが何故ですか。

回　　答：　１点目につきまして、入札参加資格は過去１５年以内の施工実績を、総合評価の加点は過去１０年の施工実績を対象としております。入札参加資格と総合評価の加点の施工実績の要件は、それぞれ異なっております。

意　　見：　総合評価の加点の要件が分かるように資料をつけていただけると有難いです。

回　　答：　２点目につきまして、土木工事は愛知県の積算システムを使用しており、今年度からはそのデータを出力して工事費内訳書の様式を作成しております。
　　施設工事は事務所の担当者がエクセルで様式を作成しており、前年度までの様式と変わっておりません。

抽出事案４「中川口ポンプ所３号機減速機分解整備工事」

〔主な質疑応答〕
質　　問：　１、２号機の分解整備工事の応札業者も１者でしたか。

回　　答：　はい、１者でした。

質　　問：　その業者は、本工事の応札業者と同一業者ですか。

回　　答：　はい。そうです。

質　　問：　その業者は、機器の設置業者ですか。

回　　答：　はい、１～３号機の設置業者です。

質　　問：　１、２号機の分解整備工事において応札したのは設置業者１者だけであったことから本工事は随意契約で発注する選択肢もあったと

思いますが、競争性を確保するために一般競争入札で発注したのですか。

回　　答：　はい。複数者から見積を取れたため、それらの業者の応札を期待して一般競争入札としましたが、結果的に１者応札になりました。

【抽出事案の審議結果】
いずれも適正に執行されていると判断される。